

第6章 契約

第1節 一般競争入札

（一般競争入札参加者の資格）

第86条 令第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、その基本となるべき事項並びに資格審査の申請の時期及び方法等について、掲示その他の方法により公示するものとする。

2 前項の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより定期に又は随時に、一般競争入札に参加しようとする者の申請を待って、その者が当該資格を有するかどうかを審査し、資格を有する者の名簿を作成し、本人に通知するものとする。

（入札の公告）

第87条 一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日から起算して少なくとも5日前に掲示その他の方法により公告するものとする。ただし、特に急を要するため、町長が必要と認める場合においては、その期間を3日前まで短縮することができる。

2 工事の請負の場合にあつては、前項に定める期間は、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条第1項に定めるところによる。

（入札について公告する事項）

第88条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

- （1） 入札に付する事項
- （2） 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- （3） 契約条項を示す場所
- （4） 入札保証金に関する事項
- （5） 入札の場所及び日時
- （6） 契約書の要否
- （7） 入札に関する無効事項
- （8） 電子入札（町長の指定する電子情報処理組織（町の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。））と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行う入札をいう。以下同じ。）を行おうとするときは、その旨

(9) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

(入札の原則)

第89条 一般競争入札は、1人1通とし、入札者は他の入札者の代理人となることはできない。

(入札保証金)

第90条 令第167条の7第1項の規定により一般競争入札に参加しようとする者が納付すべき入札保証金の額は、その者の見積金額の100分の5以上（又は町長が定める金額）とする。

(入札保証金に代わる担保)

第91条 令第167条の7第2項の規定により一般競争入札に参加しようとする者が納付すべき入札保証金に代えて提供させることができる担保の価値は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 国債及び地方債 額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価格）
- (2) 政府の保証のある債券 債券の8割に相当する金額
- (3) 銀行等が振出し又は支払保証をした小切手 小切手金額
- (4) 町長が確実と認める社債 社債の8割に相当する金額
- (5) 町長が確実と認める金融機関又は銀行に対する定期預金債権 債権金額
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が確実と認める担保で町長が定めるもの 町長の定める金額

2 町長は、前項第5号の定期預金債権を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該債権に質権を設定させ、その債権に係る証書及びその債権に係る債務者である金融機関の承諾を証する確定日付のある文書を提出させなければならない。

(入札保証金の納付の免除)

第92条 第90条の入札保証金は、次に掲げる場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体であるとき。
- (2) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 一般競争入札に付する場合において、令第167条の5に規定する資格を有する者で、過去2箇年の間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものについて、その者が

契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札保証金の還付)

第93条 入札保証金は、入札の終了後直ちにこれを還付する。ただし、落札者に対しては、契約保証金を納付する際これを還付する。

(予定価格の作成)

第94条 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書し、開札の際、これを開札場所に置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、予定価格を入札前に公表するときは、予定価格を記載した書面を封書しないことができる。

(予定価格の決定方法)

第95条 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価について、その予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。

(入札書等の提出)

第96条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札（見積）書（様式第39号）を作成し、押印の上封書し、自己の氏名及び入札に付する事項を表記し、指定する書類及び入札保証金とともに入札執行の日時までに指定の場所に提出しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、書留郵便をもって提出することができる。この場合には、入札書を更に封書し、その表面に入札書であることを表示しなければならない。

2 一般競争入札に参加しようとする者は、入札書の記載事項について訂正したときは、訂正印を押さなければならない。

3 一般競争入札に参加する者の代理人が入札しようとする場合は、入札の前に委任状を提出しなければならない。

(電子入札)

第96条の2 電子入札に参加しようとする者は、前条第1項の規定による入札書の提出に代えて、その使用に係る電子計算機に入札金額その他所定の情報を入力し、当該情報を町の指定した日時までに、町の使用に係る電子計算機に到達させなければならない。

- 2 前項に規定する者は、前条第1項の入札保証金を、指定した日時までに指定する場所に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により情報を入力する場合は、町長の指定する承認方法を用いて入力しなければならない。
- 4 第1項の入札金額その他所定の情報は、町の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに町に到達したものとみなす。

(入札の中止)

第97条 天災その他やむを得ない事由により、入札を行うことができないときは、入札を延期し、又は中止することができる。この場合にあつては、直ちにその旨を掲示その他の方法により公告するものとする。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とするのできる場合の手続)

第98条 法第234条第3項ただし書の規定により最低の価格をもって申込みをした者を直ちに落札者とせず、令第167条の10第1項の規定により落札者を定める必要があると認めるときは、直ちに工事又は製造に係る専門職員の意見を付して町長の決裁を受けるものとする。

(再度の公告入札の公告の期間)

第99条 入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、更に入札に付そうとするときは、第87条の公告の期間を2日までに短縮することができる。

第2節 指名競争入札

(指名競争入札参加者の資格)

第100条 第86条の規定は、指名競争入札参加者の資格を定めた場合について、これを準用する。

(競争参加者の指名)

第101条 指名競争入札に付そうとするときは、町長の定める基準により競争に参加するものなるべく5人以上指名するものとする。

- 2 前項の場合においては、第87条に定める期間前に、第88条第1号及び第3号から第9号までに掲げる事項をその指名する者に通知するものとする。
- 3 入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、更に入札に付そうとするときは、第87条に定める期間前にその指名する者に通知するものとする。

(一般競争入札の規定の準用)

第102条 第89条から第98条までの規定は、指名競争入札の場合について、これを準用する。この場合において、第97条中「公告」とあるのは「通知」と読み替えるものとする。

第3節 随意契約

(随意契約)

第103条 令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合は、売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸料の年額又は総額）が別表第6の左欄に掲げる契約種類に応じ、同表右欄に定める額を超えない場合とする。

2 令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する規則で定める手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準を公表すること。
- (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由その他契約の締結状況について公表すること。

(予定価格の作成及び決定方法)

第104条 第94条の規定は随意契約の予定価格を作成する場合に、第95条の規定は随意契約の予定価格を決定する場合について、これを準用する。

(見積書)

第105条 随意契約によろうとするときは、なるべく3人以上の者から見積書を提出させるものとする。

2 前項の見積書を徴することができないときは、次に掲げる書類をもって見積書に代えることができる。

- (1) 生産品又は即売品売却の場合にあつては、職員の価格証明書
- (2) 委託販売又は法令による供出の場合にあつては、取扱機関又は官公署の発行した価格を表示した書類
- (3) 物品を購入する場合にあつては、職員の作成した購入予定調書

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書を徴さないことができる。

- (1) 年間を通じ同一単価で提供することを内容とする契約を締結している場合
- (2) 法令により価格又は料金に統制の定めがある場合
- (3) 新聞、官報、雑誌、定期刊行物及び法規集の追録を購入する場合
- (4) 国又は他の地方公共団体と契約を締結する場合

第4節 契約の締結及び履行

(契約書の作成)

第106条 競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約書を作成するものとする。

2 前項の契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約履行の場所
- (2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (3) 監督及び検査
- (4) 履行の遅滞その他の債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (5) 危険負担
- (6) かし担保責任
- (7) 契約に関する紛争の解決方法
- (8) 契約解除に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(契約書の作成を省略することができる場合)

第107条 次に掲げる場合においては、前条に規定する契約書の作成を省略することができる。ただし、第1号及び第2号に掲げる契約で10万円を超える場合は、契約に必要な事項を記載した請書(様式第40号)を提出させるものとする。

- (1) 指名競争入札又は随意契約で契約金額が50万円を超えないとき。
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- (4) 第1号に規定するもの以外の随意契約について、町長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

(契約締結の期間)

第108条 契約の締結の期間は、落札者に落札決定の通知をした日から起算して5日以内(当該期間内に町の休日に当たる日があるときは、その日を加算した期間)とする。

2 落札者は、前項の期間内に契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うものとする。

(契約保証金)

第109条 令第167条の16第1項の規定により町と契約を締結する者（以下「契約者」という。）が納付すべき契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上とする。

（契約保証金に代る担保）

第110条 令第167条の16第2項において準用する令第167条の7第2項の規定により契約者が納付すべき契約保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次の各号に掲げるものとし、担保の価値は当該各号に掲げるところによる。

- （1） 国債及び地方債 額面金額又は登録金額
- （2） 政府の保証のある債券 額面金額の80パーセント
- （3） 町長が確実と認める社債 額面金額の80パーセント
- （4） 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関又は保証事業会社の保証 保証金額
- （5） 前各号に掲げるもののほか、確実と認められる担保で町長の定めるもの 町長の定める額
（契約保証金の免除等）

第111条 第109条の契約保証金は、次に掲げる場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

- （1） 契約者が保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- （2） 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結しているとき。
- （3） 令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年の間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- （4） 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- （5） 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- （6） 指名競争入札による契約又は随意契約を締結する場合において、契約金額が500万円以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- （7） 前各号に掲げるもののほか、特に町長が認めたとき。

（契約保証金の還付）

第112条 契約保証金は、契約者がその義務を履行した場合、第116条第1項の規定により契約を解除した場合、その他契約に定める場合に還付するものとする。

（権利義務の譲渡禁止）

第113条 契約者は、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、町長の承認を得た場合は、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金)

第114条 契約者の責めに帰すべき事由により履行期間内に契約の一部又は全部を履行することができない場合において、期限後に履行する見込みがあるときは、契約者から遅延利息（又は違約金）を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の遅延利息の額は、契約金額（既に履行した部分がある場合には、当該部分に対する契約相当額を控除した額）につき、年8.25パーセントの割合で計算した額とする。

(長の解除権)

第115条 契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 契約者の責めに帰すべき事由により履行期限内に、又は履行期限後相当期間内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 工事の請負契約の場合において、正当な理由がなく着工時期を過ぎても工事に着手しないとき。

(3) 工事の請負契約の場合において、承認を得ないで工事の全部又は大部分を一括して第三者に請け負わせたとき。

(4) 工事の請負契約の場合において、町の指示した改造義務に従わないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、契約の履行部分で検査に合格したものに対しては当該部分に対する契約金額相当額を支払うものとする。

3 第1項の規定によって契約を解除した場合において、損害を受けたときは、契約者にその損害を賠償させるものとする。

第116条 町長は、前条第1項に規定する場合のほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合についてこれを準用する。

3 第1項の規定により契約を解除した場合において、契約者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとし、その額は、契約者と協議して定める。

(契約解除の通知)

第117条 町長は、前2条の規定により契約を解除するときは、その旨を書面をもって契約者に通知

するものとする。

- 2 契約者が前項の規定による書面の受領を拒み、又は契約者の所在が不明のため前項の規定による通知をすることができないときは、掲示その他の方法により公告するものとする。

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第118条 法第234条の2第1項の規定により監督を行う職員（以下「監督員」という。）又は検査を行う職員（以下「検査員」という。）は、監督の職務及び検査の職務を兼ねることができない。

(監督員の一般的職務)

第119条 監督員は、工事又は製造その他についての請負契約に係る仕様書及び設計書により、これらの請負契約の履行について立ち会い、工程の管理、履行途中における工事又は製造その他に使用する材料の試験又は検査等の方法により監督し、契約者に必要な指示をするものとする。

- 2 監督員は、監督の実施に当たっては、契約者の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

- 3 監督員は、町長の要求があったとき、又は随時に、監督の実施について報告をするものとする。

(検査員の一般的職務)

第120条 検査員は、請負契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事又は製造の既済部分の確認を含む。）のために、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類により、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督員の立会いを求め、当該給付の内容について検査するものとする。

- 2 検査員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う物件の既済部分の確認を含む。）のために、契約書その他の関係書類により、当該給付の内容及び数量について検査するものとする。

- 3 前2項の場合において、必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験をして検査を行うものとする。

- 4 検査員は、前3項の検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を調書に記載して町長に提出するものとする。

(検査調書の作成)

第121条 検査員は、物件（物品を除く。以下同じ。）の買入契約又は工事若しくは製造その他の請負契約について、検査の結果契約が履行されたと認めるときは、検査調書（様式第41号）を作成するものとする。

2 工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、給付の完了（契約により完納又は完済）前に代価の一部を支払う必要があるときは、前項の検査調書を作成するものとする。ただし、物件の買入契約が50万円以下のもの又は工事若しくは製造その他の請負契約が10万円以下のものについては、その契約に係る支出負担行為兼支出命令票又は支出命令票にその旨及び検査年月日を記載し、押印することにより、検査調書の作成に代えることができる。

3 前2項の場合における支払は、検査調書によらなければすることができない。この場合において、物品の購入又は修理についての支払は、第182条第2項に規定する物品検収調書によるものとする。

（監督又は検査を委託して行った場合の確認）

第122条 令第167条の15第4項の規定により職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせた場合においては、当該監督又は検査の結果を確認し、当該確認の結果を記載した書面を作成するものとする。

2 前項の場合における支払は、同項の書面によらなければすることができない。

（部分払）

第123条 町長は、契約に基づく給付の既納部分又は既済部分に対し、その完納又は完済前に代金の一部を支払う特約があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額の範囲内において部分払をすることができる。ただし、履行期間が90日に満たない場合は、部分払をすることができない。

（1） 工事又は製造その他についての請負の契約（次号の請負の契約を除く。） 既済部分の代価の10分の9

（2） 性質上、可分の工事又は製造その他についての請負の契約 既済部分に対する代価

（3） 物件の買入契約 既納部分に対する代価

ただし、性質上可分の工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分にあっては、その代価の金額までを支払うことができる。

2 前項の部分払の回数は、次に掲げる回数以内とする。ただし、工事の中止その他特別の事情により、町長が必要と認める場合は、この限りでない。

（1） 契約金額が100万円以上1,000万円未満の場合は 1回

（2） 契約金額が1,000万円以上2,000万円未満の場合は 2回

（3） 契約金額が2,000万円を超える場合は、町長が定める回数

3 契約金額の支払が、2年度以上にわたる工事若しくは製造その他の請負契約又は物件の買入契約については、前2項の規定にかかわらず、当該年度における工事若しくは製造その他の請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対する代価の部分払をすることができる。

附 則（令和3年1月29日規則第5号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。